

10人槽以下の浄化槽管理（設置）者様へ

水環境を守ろう！  
みんなで



浄化ぞうくん

ほたる子ちゃん

川にやがたしく人にやがたしく

浄化槽管理者様には、公共用水域等の水質を保全するため、**法定検査**の受検が義務付けられています。法定検査は浄化槽の保守点検・清掃が適正に実施され、浄化槽が正常に機能しているかを確認するため、**1年に1回**受検が必要な検査です。

広島県では受検手続きを契約書によって行っています。まだ契約されていない方は早めに契約をお願いします。

ecoひろしま 浄化槽



※広島県の環境情報サイト  
“ecoひろしま”にも浄化槽の  
情報が掲載されています。

法定検査受検手続き・お問い合わせ先



公益社団法人 広島県浄化槽協会

〒730-0025 広島市中区東平塚3-28

TEL：082-546-2168 FAX：082-249-8019

HP：http://www.hirojoukyou.jp/

